コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領

〜 今回の改訂における変更箇所には、<u>青字・下線</u>で表示し、削除する箇所には、取消線を付しています。

〇 表題等

記載事項	記載上の注意
□ 最終更新日	・ 当取引所へ報告書を提出する日(TDnetにおいて登録する日)を記載してくだ
	さい。
	・ 当該報告書の内容が変更されたことに伴い、当該報告書を更新・再提出する場合
	は、あわせて最終更新日を修正してください。
	・ 新規上場申請者は、上場承認日を記載してください。上場承認日以後、更新・再提
	出する場合は、当該日を記載してください。
□ 問合せ先	・ 担当部署及び担当部署の電話番号(代表可)を記載してください。
□ URL	・ 上場会社のウェブサイト(投資判断情報を提供しているものに限ります。)のUR
	Lを記載してください。

^(※) 以下の表において各記載事項に付された項目番号は、報告書作成入力フォームの項目番号に対応しています。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

<u>I コーポレート・ガバナンスに</u>	こ関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報
記載事項	記載上の注意
■ 1. 基本的な考え方	・ コーポレート・ガバナンスについての会社の取組みに関する基本的な方針(方針の背景事情等を含みます。)、上場会社にとってのコーポレート・ガバナンスの目的などについて具体的かつ平易に記載してください。 ・ 上場会社にとっての株主その他のステークホルダー(株主、従業員や消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をいいます。)の位置付け、経営監視機能に対する考え方、企業グループ全体における考え方などを記載することが考えられます。 ・ コーポレートガバナンス・コード(以下、「コード」といいます。)の原則3-1(ii)の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 コード【原則3-1】 上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。 (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
	L
(1) コードの各原則を実施しない理由	・ 当該内容に変更かめれはその都度修正してください。 ・ コード (*1、*2) の各原則のうち、実施しないものがある場合には、当該原則を実施しない理由を記載してください。 【実施しない理由の説明が必要となる各原則の範囲】 ・ プライム市場第一部又は第二部の上場会社: 「基本原則」・「原則」・「補充原則」 ・ マザーズ又はJASDAQの上場会社(*3、*4): 「基本原則」 *1 2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載する場合は、その旨を本欄の冒頭で明記してください。 *2 改訂後のコードのうちプライム市場向けの内容については、2022年4月4日からの適用になりますが、先行して任意に当該内容を踏まえて記載することも可能であり、その場合にはプライム市場向けの内容を含めた改訂後のコードに基づく記載である旨を明記してください(プライム市場向けの原則については、別添2をご参照ください)。 *3 マザーズ又はJASDAQの上場会社が新市場区分の選択において

記載事項 記載上の注意 ・スタンダード市場又はプライム市場を選択する場合に2021年12月末日 までに報告書を提出するときは、改訂後のコードに基づきの上場会社:「基本原 則」・「原則」・「補充原則」 ※「原則」・「補充原則」のうち実施しないもの、プライム市場向けの全て内容 について、実施しない理由の説明が必要となります。は、対象外です。 *4 JASDAQの上場会社で、JASDAQへの上場申請目が2020年1 1月1日以後の場合には、「基本原則」・「原則」・「補充原則」のうち実施しな いものの全てについて、実施しない理由の説明が必要となります。 ・グロース市場の上場会社:「基本原則」 実施しない理由の説明は、コードの各原則のうち、実施しない原則を、項番等によ り具体的に特定したうえで、どの原則に関する説明であるかを明示して記載してく ださい。 (記載例) 【対象コード】 2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。 【補充原則1-24 議決権の電子行使のための環境整備】 ・・・・・原則を実施しない理由を記載・・・・・・ 【補充原則3-1② 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推 ・・・・・原則を実施しない理由を記載・・・・・・ 【補充原則4-10① 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の 適切な関与・助言】 ・・・・・原則を実施しない理由を記載・・・・・・ 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 ・・・・・原則を実施しない理由を記載・・・・・・ ・ 他の開示書類等において、コードの各原則を実施しない理由を記載している場合で あっても、実施しない理由を必ず本欄に記載してください。 実施しない理由の説明が必要となる各原則について、全てを実施している場合に は、本欄を非表示とするのではなく、全てを実施している旨を必ず記載してくださ い。この場合において、グロース市場の上場会社でマザーズ又はJASDAQの上場 会社で「基本原則」の全てを実施している場合には、その旨を必ず記載してください。 なお、*3及び*4に該当する会社が、「基本原則」・「原則」・「補充の全てを実施し ている場合には、その旨を必ず記載してください。 ※ 改訂後のコードの原則4-8のプライム市場向けの内容については、20 22年4月以降に最初に開催される定時株主総会終了後の更新にあたっ て、提出時点で当該原則が求める独立社外取締役の選任等がされていなく

- ※ 改訂後のコードの原則4-8のプライム市場向けの内容については、2022年4月以降に最初に開催される定時株主総会終了後の更新にあたって、提出時点で当該原則が求める独立社外取締役の選任等がされていなくとも、次の定時株主総会時に選任を予定しているなど今後の選任方針が確定している場合には、独立社外取締役の選任予定人数や選任予定時期を含むその具体的な内容につき、本欄に代えて「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 ■3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」欄に記載することも可能です。この場合において、改訂後のコードの原則4-8以外の各原則について、全てを実施している場合には、「全ての原則を実施予定です(今後の予定については○○ページをご参照ください。)」と記載することなどが考えられます。
- 「コードの各原則を実施しない」とは、将来の実施を決定している場合であっても、 報告書の提出日時点で実施していないと判断するものも含まれます。実施しない理

記載事項	記載上の注意
	由の記載にあたっては、自社の個別事情を記載することや、今後の取組み予定・実施
	時期の目途がある場合はそれらを、また、代替手段によってコードの趣旨を実現して
	いる場合にはその旨を記載することなどが考えられます。
	・ マザーズ又はJASDAQ グロース市場の上場会社 (*3、*4に該当する場合を
	除く)→が、「基本原則」以外の各原則について実施しない理由を任意に記載すること も可能です。
	記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の目
	以後に一括して修正することが可能です。
(2) コードの各原則に基づく	・ プライム市場第一部又はスタンダード市場第二部の上場会社は、特定の事項を開示
開示	すべきとする原則に基づき開示を行う場合には、その内容を本欄に記載してください (*1、*2、*3)。
	【特定の事項を開示すべきとする原則(別添1参照)】
	原則1-4、原則1-7、補充原則2-4①、原則2-6、原則3-1、補充
	原則3-1③、補充原則4-1①、原則4-9、補充原則4-10①、補充原
	則4-11①、補充原則4-11②、補充原則4-11③、補充原則4-14
	②、原則5-1
	*1 「(1) コードの各原則を実施しない理由」欄において2021年6月の改
	訂前のコードに基づき記載した場合であっても、本欄において、改訂後のコ
	ードの特定の事項を開示すべきとする原則(2022年4月4日から適用さ
	れるプライム市場向けの内容を含みます。)の全部又は一部について、任意に
	記載することも可能です。その場合、どの記載が改訂後のコードに基づく記載であるかを、本欄の冒頭で明記することが考えられます。
	*2 JASDAQの上場会社で、JASDAQへの上場申請目が2020年1
	1月1日以後の場合には、「基本原則」・「原則」・「補充原則」の全てが適用さ
	れるため、市場第一部又は第二部の上場会社と同様に本欄を記載してくださ
	1/)
	*3 マザーズ又はJASDAQの上場会社が新市場区分の選択においてスタン
	ダード市場又はプライム市場を選択する場合に2021年12月末日までに
	提出することとなる報告書においては、市場第一部又は第二部の上場会社と
	同様に本欄を記載してください。
	※ 補充原則4-10①後段及び補充原則3-1③後段は、プライム市場向けの内容です。
	・ コードの各原則に基づき開示を行う場合は、開示を行う原則を、項番等により具体
	的に特定したうえで、どの原則に基づく開示であるかを明示して記載してください。
	(記載例)
	【原則1-4 政策保有株式】
	(1) 政策保有に関する方針
	・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・
	(2) 政策保有株式にかかる検証の内容
	・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・
	(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準
	・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・
	【補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】
	<多様性の確保についての考え方>
	(1) 女性の管理職への登用
	・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・
	(2) 外国人の管理職への登用
	・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・
	(3) 中途採用者の管理職への登用
	・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4) その他の事項(多様性の確保についての総論的な考え方を含む) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標>

記載事項	記載上の注意
	(1) 女性の管理職への登用
	・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・
	(2) 外国人の管理職への登用
	・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・
	(3) 中途採用者の管理職への登用
	・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・
	(4) その他の事項
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	<多様性の確保の状況>
	(1) 女性の管理職への登用
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 外国人の管理職への登用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3) 中涂採用者の管理職への登用
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4) その他の事項
	(4) でい他の事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	NOT NOT THE CHANGE
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み等】
	<サステナビリティについての取組み>
	・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・
	<人的資本、知的財産への投資等>
	・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・
	※補充原則2-4①の開示にあたって、「女性」「外国人」「中途採用者」の管理職への登用 については、本の3項目の中にうち、「自主的かつ測定可能な目標」を示さないこととす る項目がある場合には、その旨及びその理由を「中核人材の登用等における多様性の確保 についての考え方」において記載してください。
	※補充原則3-1③前段の「自社のサステナビリティについての取組み」の開示 にあたっ
	ては、(他の開示場所を参照すべき旨とし、その閲覧方法を本欄に記載する方法とで記載
	する場合も 含め 含みます。)にあたって、開示において参照した枠組み等があるときは、
	その名称について記載することが望まれます。また、補充原則3-13後段の実施状況
	については、TCFD提言の項目ごとの開示の有無や、シナリオ分析を行っている場合
	にはその旨を記載することが考えられます。
	・ 本欄の記載にあたっては、開示すべきとされる事項の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合にその内容を参照すべき旨と閲覧方法(ウェブサイトのURLなど)を本欄に記載する方法としても差し支えありません。
	・ 報告書の他の欄に記載を行うことも可能です。その場合には、当該記載欄を参照すべき旨を記載してください。例えば、補充原則3-1③の開示を行うため、「Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 ■3. ステークホルダーの立場の

の有無」欄を利用するなどが考えられます。

尊重に係る取組み状況」の欄を利用したり、補充原則4-10①の開示(プライム市場向けの内容)を行うため、「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 ■1.機関構成・組織運営等に係る事項 (2)取締役関係 ⑥指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会

記載事項	記載上の注意
	・ 特定の事項を開示すべきとする原則以外の各原則の実施状況を記載する場合にも、本欄を利用することが可能です。例えば、説明を行うべきとする原則の実施状況について記載する場合や、投資家との建設的な対話を充実させていく観点から、各原則を実施する場合の自らの具体的な取組みについて記載する場合等が考えられます。
	 マザーズ又はJASDAQグロース市場の上場会社(*2、*3の場合を除く)は本欄を非表示としてください。なお、特定の事項を開示すべきとする原則に基づき任意に開示を行う場合には、本欄を利用してください。 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。
■2. 資本構成	 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日 以後に一括して修正することが可能です。 有価証券報告書に記載される「大株主の状況」に係る基準日以外に基準日を設定したことに伴い記載内容に変更が生じた場合の当該内容の修正は任意です。(変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。) 新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」における最近の状況について記載してください。
(1) 加豆上州土武女以來	・ 注記がある場合は、「(5) 補足説明」の欄に記載してください。
(1)外国人株式所有比率	 発行済株式数のうち、外国の法令に基づいて設立された法人等及び外国国籍を有する個人が保有する株式数の割合をいいます(有価証券報告書における定義に準ずるものとします。)。 有価証券報告書様式(開示府令第3号様式等)における「株式等の状況」における「所有者別状況」を参考に記載してください。
(2) 大株主の状況	・ 有価証券報告書様式 (開示府令第3号様式等) における「株式等の状況」における「大株主の状況」に準じて記載してください。上場会社の株式について大量保有報告書が提出されている場合で、直近の株主名簿の記載内容と相違がある場合には、本項目では株主名簿に基づいて記載を行った上で、大量保有報告書が提出されている旨を「(5) 補足説明」欄に記載してください。
	・ 所有株式数は上場株式数をベースに記載してください。 ・ 所有株式数の多い順に10名程度について記載してください。 ・ 数字は半角で入力してください。 ・ 新規上場申請者は、開示府令第2号の4様式に準じて作成した「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」における「株主の状況」から新株予約権等を除いて記載してください。
(3) 支配株主 (親会社を除く) の有無	・ 支配株主のうち、親会社に該当しない者(以下、「支配株主(親会社を除く)」といいます。)を有する場合に、その名称を記載してください。
	【支配株主の定義について】 次の①②のいずれかに該当する者が支配株主にあたります(上場規程第2条第42号の2、同施行規則第3条の2)。 ① 親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財表規則」といいます。)第8条第3項に規定する親会社をいいます。以下同じ。)② 主要株主(金商法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。以下同じ。)で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次の③④に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている者(①を除きます。) ・③ 当該主要株主の近親者(二親等内の親族をいいます。以下同じ。)・④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等(会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体(外国におけるこれらに相当するものを含みます。)をいいます。以下同じ。)及び当該会社等の子会社 ※ 支配株主の有無の判断時点は、原則として、直近の状況に基づくものとします(直近の株主名簿が直前事業年度末時点のものであれば、その時点で構いません。)。

記載事項	記載上	:の注意
	親会社を有するか	(YES) → 親会社=支配株主あり
	↓ (NO)	⇒「(4) 親会社の有無」 に記載してください。
	親会社以外に主要株主がいるか	(NO) → 支配株主な し
	↓ (YES)	
	当該主要株主が自己の計算で保有 する議決権が過半数であるか	(YES) → 支配株主(親会社を 除く)あり
	↓ (NO)	
	当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次の(1)(2)に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているか(1)当該主要株主の二親等内の親族(2)当該主要株主及び(1)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等のス会社	(NO) → <mark>支配株主なし</mark>
	び当該会社等の子会社	
	↓ (YES) 支配株主 (親会社を除く) あり	
	文配体主(税去任を除く)のり	
(4) 親会社の有無	響が最も大きいと認められる会社(影響 称を記載してください。 ・ 「親会社」には、財表規則第8条第1 は含まれませんのでご注意ください。 ・ 親会社を有している場合は、「4. 支配 の保護の方策に関する指針」欄及び「5.	社(複数ある場合には、上場会社に与える影が同等である場合は、いずれか1社))の名 7項第4号に規定する「その他の関係会社」 記株主との取引等を行う際における少数株主 その他コーポレート・ガバナンスに重要な で所要の記載が必要となりますのでご留意く
(5)補足説明	・ 2. (資本構成) について補足説明を	する場合は、記載してください。
■3.企業属性	の「直前事業年度末における(連結)売 ・ 記載内容に変更が生じた場合は、変更が 以後に一括して修正することが可能です	が生じた後最初に到来する定時株主総会の日
(1) 上場取引所及び市場区分	イム・スタンダード・グロース」、名古原 ミア・メイン・ネクスト」、福岡が「既存	一部・第二部・マザーズ・JASDAQ プラ 屋が「 第一部・第二部・セントレックス プレ 市場・Q-Board」、札幌が「既存市場・
(2) 決算期	アンビシャス」となっています。 ・ 1~12月より選択してください。	
(3) 業種		原の業種区分(33種)より選択してくださ
(4) 直前事業年度末における (連結) 従業員数	・ 連結財務諸表を作成する会社について	は連結ベースで記載してください。 様式等)における「従業員の状況」を参考に
(5) 直前事業年度末における	直前事業年度における年間売上高を基	準とします。

記載事項	記載上の注意
(連結)売上高	連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。経営指標として売上高を用いていない会社については、売上高に準じた項目(業種によって、例えば銀行業であれば経常収益、証券業であれば営業収益、保険業であれば正味保険料など)で代替してください。
(6) 直前事業年度末における 連結子会社数	・ 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。連結子会 社が存しない場合は、「10社未満」を選択してください。
■4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針	・ 支配株主を有する会社は、以下に掲げる者と取引等を行う場合における、少数株主 保護の方策に関する指針を具体的に記載してください。 ① 親会社 ② 支配株主 (親会社を除く) ③ ②の近親者
	 ②及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社 ・ 当該指針の内容に変更があればその都度修正してください。 ※ 少数株主保護の方策に関する指針については、支配株主がその影響力を利用して、支配株主又は上記③④を利する取引を行うことにより、会社ひいては少数株主を害することを防止することを目的とした、社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用、契約の締結(例えば、取引条件は独立当事者間取引と同様にすること
	などを約するもの)等について具体的に記載してください。 取14-8③に基づき、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上(プライム市場上場会社においては過半数)選任している場合、又は独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置しているする場合は、その旨を記載することが望まれます。 ※ 指針において対象とする支配株主との取引等の水準については、基本的には支配
	株主との取引等の全てを念頭に置くことが望まれますが、各社の規模や体制によってはその影響度合いが異なることも想定されますので、少数株主に一定程度影響を及ぼしうる規模の支配株主との取引等に限定する趣旨から、各社にとって適切と判断する具体的な取引の水準を指針に反映することも考えられます。この場合には、当該水準を適切と判断した理由も併せて記載してください。
	※ なお、記載された指針に定める方策の履行状況については、支配株主等に関する 事項の開示(上場規程第411条、同施行規則第412条)の一部として、事業年度 経過後3か月以内に開示することが求められますので注意してください。
■5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情	・ 上場子会社(財表規則第8条第3項に規定する子会社のうち国内の金融商品取引所に上場している会社をいいます。以下同じ。)を有する場合においては、グループ経営に関する考え方及び方針を記載するとともに、それらを踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を記載してください。なお、上場子会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約(その他の名称で行われる合意を含む。)を締結し
	ている場合は、その内容を併せて記載することが望まれます。 ※ 上場子会社を複数有する場合においては、上場子会社を有する意義等を上場子会社ごとに記載してください。※ 「上場子会社を有する意義」については、グループとしての企業価値の最大化の観点を踏まえて記載してください。
	※ 「上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策」については、上場子会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針並びに少数株主保護の観点から必要な上場子会社における独立性確保のための方策等を記載してください。
	・ 親会社(非上場会社を含みます。)を有する場合においては、少数株主保護の観点から必要な当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について記載してください。また、当該親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針や、それらに関連した契約を締結している場合はその内容を、併せて記載することが望まれます。
	その他、各社の個別事情に照らして、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる事実等があれば記載してください。当該内容に変更があればその都度修正してください。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

記載事項	記載上の注意
	・ 数字(人数に関する項目)は半角で入力してください。
	・ 当該内容について変更があればその都度修正してください。
■1.機関構成・組織運営等に係る 事項	
(1)組織形態	・ 現在の組織形態について、「監査役設置会社」用、「監査等委員会設置会社」 <u>用</u> 及び「指名委員会等設置会社」用の3種類の様式があり、例えば、「監査役設置会社」用 様式では既に「監査役設置会社」が選択済みとなっています。
(2) 取締役関係	
① 定款上の取締役の員数	・ 定款上の取締役の員数 (上限) を記載してください。定款上、下限のみを定めている場合など、上限の定めがない場合には、「員数の上限を定めていない」のチェックボックスを選択してください。
② 定款上の取締役の任期	・ 定款上の取締役の任期を記載してください。・ 監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員でない取締役の任期を記載してください。
③ 取締役会の議長	 社長には最高経営責任者(CEO)を含めるものとします。 代表取締役とは、会社法第363条第1項第1号に規定する代表取締役をいいます。以下同じ。 社外取締役とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいいます。以下同じ。
④ 取締役の人数	・ 報告書の最終更新日現在の取締役を対象とします。取締役候補者は含めませんので注意してください。
※社外取締役を選任している監査 役設置会社、監査等委員会設置 会社又は指名委員会等設置会社 の場合	・ 以下、「⑤社外取締役の選任状況」は、社外取締役を選任している監査役設置会社、 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社に限定した項目です(指名委員会 等設置会社の場合は、「⑤社外取締役に関する事項」という標題となっています)。
⑤ 社外取締役の選任状況	
イ. 社外取締役の人数	 報告書の最終更新日現在の社外取締役を対象とします。社外取締役候補者は含めませんので注意してください。 「ハ. 会社との関係(1)」に入力された社外取締役の人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。なお、社外取締役が選任されていない場合は、その旨及び社外取締役の確保に向けた今後の予定を、「3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」欄に記載してください。
ロ. 社外取締役のうち 独立役員に指定さ れている人数	・ 社外取締役のうち、報告書の最終更新日現在において独立役員(上場規程第436 条の2に規定する独立役員をいいます。以下同じ。)に指定されている人数を記載す る項目です。
	・ 「ニ. 会社との関係(2)」に入力された社外取締役のうち、独立役員として指定されている場合のチェックボックスにチェックが付されている人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。なお、独立役員が存在しない場合は、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の予定を、「(4)独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」欄に記載してください。
ハ. 会社との関係(1)	
□ 属性選択項目	 ・属性は、「他の会社の出身者・弁護士・公認会計士・税理士・学者・その他」より選択してください。 ・「他の会社の出身者」とは、現在及び過去に他の会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30年前に1年程度の勤務経験がある場合でも、「出身者」に該当します。 ・「学者」とは大学又は大学院の教授、准教授その他これらに準ずる者をいいます。 ・複数の属性に該当する場合は、現時点における主たる属性を選択してください。
□ 会社との関係についての選択項目	・ 各項目について、現在 (若しくは最近) 又は過去における該当状況を選択してください。 【会社との関係】

記載事項	記載上の注意
	a 上場会社又はその子会社の業務執行者 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ) i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ) j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ) k その他
	 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を選択してください。 近親者が各項目(h. ~ j. を除く。)に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を選択してください。 ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の親会社に現在勤務している場合」や「過去の親会社に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「上場会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭のその他の財産」「近親者」などの解釈及び各項目に該当するか否かの判断については、独立役員届出書におけるものと同様です。 a. から j. 以外の内容で会社との間に何らかの特筆すべき関係がある場合には、は、を選択してください(その場合にはニ、会社との関係(2)において当該関係についての補足説明を記載することが求められます。)。 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している旨を「(4)独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については各項目の該当状況の選択は不要です。 期中に選択内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。
ニ. 会社との関係(2) □ 所属委員会(指 名委員会等設置	・ 当該社外取締役が、指名委員会、報酬委員会又は監査委員会の委員である場合には チェックボックスをチェックしてください。
会社の場合のみ) □ 独立役員	・ 当該社外取締役が、独立役員として指定されている場合には、チェックボックスを チェックしてください。
□ 適合項目に関 する補足説明	 (適合項目に関する補足説明> 会社との関係に関する適合項目の概要を記載してください。 概要の記載にあたっては、「第3編第1章【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】I.4.属性情報の記載」を参照してください。 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している旨を「(4)独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員についての記載は不要です。 期中に記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。
□ 選任の理由	 <当該社外取締役を選任している理由> 会社との関係などに照らして、なぜ当該社外取締役を現在選任しているのか、その選任理由を記載してください。 (例) ・ 当該社外取締役の専門性と上場会社の業務との関連性から選任理由を記載することが考えられます。 ・ 経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任理由につ

記載事項	記載上の注意
W 2 2 2 2	ながることも想定されますので、そうした点について具体的に記載するこ
	とが考えられます。
	・ 当該社外取締役選任時の選任議案に付した選任理由で代替することで も構いません。
	・ 当該社外取締役の独立性に関する上場会社の考え方について記載してください。ま
	た、当該社外取締役の上場会社における役割や機能について記載することも考えられます。
	・ 当該社外取締役に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、あわせてその効用を記載することも考えられます。
	< 独立役員に指定した理由 >
	・ 当該社外取締役が、独立役員である場合は、当該社外取締役を独立役員として指定 した理由について記載してください。
	・ 独立役員の指定理由として、独立役員の指定に至るまでの経緯や、指名委員会等の
	指定プロセスを経ているかなど、その過程についても併せて記載することが考えられます。
	・ 「独立役員に指定した理由」は、「当該社外取締役を選任している理由」とまとめ
NATIONAL DE LA CONTRACTOR DEL CONTRACTOR DE LA CONTRACTOR DE LA CONTRACTOR DE LA CONTRACTOR	て記載することが可能です。
※監査役設置会社及び監査等委員	・ 以下、「⑥指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」は、監査役
会設置会社の場合	設置会社及び監査等委員会設置会社に限定した項目です。監査等委員会設置会社に
	あっては、「(4)任意の委員会」に対応する項目です。(「(3)監査等委員会」の記載上の注意については、後述する「※監査等委員会設置会社の場合」をご参照くださ
	製工の注意については、反近する「公血直升安兵公成直公性の場合」とこを無くたで い。)
⑥ 指名委員会又は報酬	・ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無を選択してください。
委員会に相当する任意	
の委員会の有無	
イ. 任意の委員会の設置	・ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を設置している場合に、委員会
状況、委員構成、委員	の名称、委員の人数を記載してください。委員長(議長)については、「社内取締役・
長(議長)の属性	社外取締役・社外有識者・その他・なし」から選択してください。
	・「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。
	・ 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の任 意の委員会の職務に専念する者をいいます。
	・ 1つの任意の委員会を設置し、当該委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能
	を担っている場合には、それぞれの欄に同一の内容を記載してください。
口. 補足説明	・ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会についての補足説明を記載し
	てください。例えば、最高経営責任者(CEO)の選解任や経営陣の報酬制度の設計
	や報酬額の決定に当たって、任意の委員会を利用している場合などには、その旨や手
	続の概要を記載することが考えられます。
	・ 委員構成において、「その他」に該当する委員がいる場合は、具体的な属性を記載
	してください。 ・ 委員の選定方法、各委員会の委員の氏名、選定理由及び役割、委員会の権限及び役
	割、委員会構成の独立性に関する考え方、活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々
	の委員の出席状況等)、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが
	望まれます。なお、改訂後のコードの補充原則4-10①の開示(プライム市場向け
	の内容)を行うため、本欄を利用することが考えられます。
	コード【補充原則4-10①】
	特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役と
	することを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を
	開示すべきである。
	・ 1つの任意の委員会を設置し、当該委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っている場合には、その旨を記載してください。
※監査役設置会社の場合	・ 以下、「(3) 監査役関係」は、監査役設置会社に限定した項目です。
(3) 監査役関係	
① 監査役会の設置の有無	・ 監査役会の運営状況を確認する項目です。設置の有無を選択してください。
② 定款上の監査役の員数	・ 定款上の監査役の員数(上限)を記載してください。定款上、下限のみを定めてい

記載事項	記載上の注意
	る場合など、上限の定めがない場合には、「員数の上限を定めていない」のチェック
	ボックスを選択してください。
③ 監査役の人数	・ 監査役については、報告書の最終更新日現在の監査役を対象とします。監査役候補 者は含めませんので注意してください。
④ 監査役、会計監査人、	・ 監査役と会計監査人、(設置している場合は)内部監査部門の連携状況について記
内部監査部門の連携状況	載してください。
	・「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組
	織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等
	に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。
	・ 監査役と会計監査人との間、又は監査役と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容(監査体制、監査計画、監査実施状況など)につい
	て記載することが考えられます。
	・ 会計監査人の情報(会社法施行規則第126条参照)について補足説明することも
	考えられます。
⑤ 社外監査役の選任状況	・ 「⑤社外監査役の選任状況」については、「■1.(2)⑤社外取締役の選任状況」
イ. 社外監査役の人数	の記載要領を準用します。記載にあたっては、当該欄の記載要領を参照してくださ
ロ. 社外監査役のうち	い。この場合、「社外取締役」を「社外監査役」と読み替えてください。
独立役員に指定さ	・ 会社との関係についての選択項目は、以下【会社との関係】の各項目について、現 在 (若しくは最近) 又は過去における該当状況を選択してください。
れている人数 ハ. 会社との関係(1)	・ 社外監査役とは、会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいいます。以下同
二. 会社との関係(2)	t _o
ALC ()[[](1)	【会社との関係】
	a 上場会社又はその子会社の業務執行者
	b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
	c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
	d 上場会社の親会社の監査役 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
	f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
	g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
	h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専
	門家、法律専門家
	i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
	j 上場会社の取引先 (f、g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人の み)
	ペラン
	1 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
	m その他
※監査等委員会設置会社の場合	・以下、「(3) 監査等委員会」は、監査等委員会設置会社に限定した項目です。
(3) 監査等委員会	
① 委員構成及び議長の属	・ 監査等委員会の委員の人数を記載してください。委員長(議長)については、「社
性	内取締役・社外取締役・なし」から選択してください。 ・ 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。
	・ 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の各
	種委員会の職務に専念する者をいいます。
② 監査等委員会の職務	【監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置している場合】
を補助すべき取締役及	□ 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
び使用人の有無	・ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の概要について記載
	してください。例えば、監査等委員会専属か否か、他部署に属する者に兼
	務の形で監査等委員会の職務の補助をさせているか否かなどについて記載 することが考えられます。
	・ 当該取締役及び使用人の異動について、監査等委員会の同意が必要かど
	うか、当該取締役及び使用人による監査等委員会の職務の補助に関して業
	務執行取締役の指揮命令権が及ぶのかどうかなどについて記載することが
	考えられます。
	【監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していない場合】

記載事項	記載上の注意
	□ 現在の体制を採用している理由
	・ 当該体制を採用している理由について記載してください。
③ 監査等委員会、会計監	・ 監査等委員会と会計監査人、(設置している場合は) 内部監査部門の連携状況につ
査人、内部監査部門の連	いて記載してください。
携状況	・ 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組
	織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等
	に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。
	・ 監査等委員会と会計監査人との間、又は監査等委員会と内部監査部門との間で会合
	を開催している場合は、その会合頻度及び内容(監査体制、監査計画、監査実施状況
	など)について記載することが考えられます。
	・ 会計監査人の情報(会社法施行規則第126条参照)について補足説明することも
	考えられます。
※指名委員会等設置会社の場合	・ 以下、「(3) 各種委員会」から「(5) 監査体制」までは、指名委員会等設置会社
	に限定した項目です。
(3) 各種委員会	・ 各種委員会の委員の人数を記載してください。委員長 (議長) については、「社内
	取締役・社外取締役・なし」から選択してください。
	・「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。
	・ 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の各
	種委員会の職務に専念する者をいいます。
(4) 執行役関係	
① 執行役の人数	・ 全執行役の人数を記載してください。当該執行役については、報告書の最終更新日
	現在の執行役を対象とします。執行役候補者は含めませんので注意してください。
② 兼任状況	・ 各執行役につき、代表権の有無を選択してください。
	・ 各執行役につき、取締役、使用人との兼任の有無を選択してください。
	・ 取締役と執行役を兼任している場合は、指名委員会・報酬委員会への所属の有無を
	選択してください。
(5) 監査体制	
① 監査委員会の職務を補	【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置している場合】
助すべき取締役及び使用	□ 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
人の有無	・ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の概要について記載し
	てください。例えば、監査委員会専属か否か、他部署に属する者に兼務の
	形で監査委員会の職務の補助をさせているか否かなどについて記載するこ
	とが考えられます。
	・ 当該取締役及び使用人の異動について、監査委員会の同意が必要かどう
	か、当該取締役及び使用人による監査委員会の職務の補助に関して執行役
	の指揮命令権が及ぶのかどうかなどについて記載することが考えられま
	す。
	【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していない場合】
	□ 現在の体制を採用している理由
	・ 当該体制を採用している理由について記載してください。
② 監査委員会、会計監査	・ 監査委員会と会計監査人、(設置している場合は) 内部監査部門の連携状況につい
人、内部監査部門の連携	て記載してください。
状況	・「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組
	織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等
	に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。
	・ 監査委員会と会計監査人との間、又は監査委員会と内部監査部門との間で会合を開
	催している場合は、その会合頻度及び内容(監査体制、監査計画、監査実施状況など)
	について記載することが考えられます。
	・ 会計監査人の情報(会社法施行規則第126条参照)について補足説明することも
	考えられます。
※共通項目	・ 以下、(4)から(8)までの項目は、監査等委員会設置会社にあっては、(5)か
	ら(9)まで、指名委員会等設置会社にあっては、(6)から(10)までに対応す
	る項目です。
(4)独立役員関係	

記載事項	記載上の注意
□ 独立役員の人数	・独立役員の人数を記載する項目です。
	・ 「(2) 取締役関係 ⑤社外取締役の選任状況 ロ. 社外取締役のうち独立役員に指
	定されている人数」と「(3) 監査役関係 ⑤社外監査役の選任状況 ロ. 社外監査役 のうち独立役員に指定されている人数」の合計人数が自動的に計算され、本欄に表示
	のうら独立伎員に指定されている人数」の言計人数が自動的に計算され、本懶に衣が されます。
□ その他独立役員に関す	・ 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している場合には、その旨
る事項	を本欄において明記してください。
2 F. K	 コードの原則4-9の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。
	コード【原則4-9】
	取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役とな
	る者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準
	を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で
	建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定す
	るよう努めるべきである。
	・ 取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと
	判断する軽微基準を定めて、会社との関係に関する記載を省略する場合には、本欄に おいて当該基準を記載してください。他の記載欄(「2.業務執行、監査・監督、指
	名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
	等)において、同様の軽微基準を開示している場合には、その記載を参照することで
	も足ります。
	独立役員が確保されていない場合には、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の
	対応方針を記載してください。
	※ 独立役員が確保されていない場合は、上場規程第436条の2の違反となり、上
	場規程第508条に規定する公表措置等の実効性確保手段の適用対象となります
	ので、ご留意ください。
	・ その他、独立役員に関して補足すべき内容がある場合には、本欄に記載してくださ
(=)).). — SHEFF	V _o
(5) インセンティブ関係	マー と エポン フォッシャは 悪田引 ロネンはのも今はでものしてナナ
① 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の	ストック・オプションについては、費用計上しないものも含めるものとします。業績連動報酬制度を導入している場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外
実施状況	の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を、補
大地がた	足説明欄に記載することが望まれます。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指
	標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法などについて、補足説明欄
	に記載することが望まれます。
	・ ストック・オプション制度を採用しているときは、補足説明において、その総額や
	個人別支給水準に関する考え方などについて記載することが望まれます。
	その他のインセンティブに関する施策等を実施している場合は、「その他」を選択
	し、補足説明において当該内容について記載してください。
	・ 取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していない場合は、その理由を
(a) 71 h . +-f2(-)(補足説明欄に記載してください。 ・ ストック・オプション制度採用会社のみ回答してください。
② ストック・オプション の付与対象者について	・ 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。
の月子外家石について	・ 付与対象者を当該対象者としている理由を補足説明欄に記載してください。
	・ ストック・オプションについて、個々の付与者ごとに、付与内容及び行使状況につ
	いて補足説明欄に記載することが考えられます。
(6)取締役報酬関係	・ 指名委員会等設置会社にあっては、「取締役・執行役報酬関係」となります。
① (個別の取締役報酬の)	・ 選択項目から、個別の報酬の開示を行っている範囲を選択し、補足説明においてそ
開示状況	の旨を記載してください。
	・ 事業報告で報酬額を開示している場合に、その開示対象について記載することが考
	えられます。例えば、上場会社のウェブサイトに掲載するなどして公衆縦覧に供して
	いる場合は、その旨を記載することなどが考えられます。
	・ 具体的な報酬額を開示している場合に、その概要について具体的に記載してくださ
	い。例えば、報酬額に顧問料、コンサルティング料など他の名目で支払った金額が含まれるか不かな明示することが考えられます。右無証券報告書等で開示している場
	まれるか否かを明示することが考えられます。有価証券報告書等で開示している場

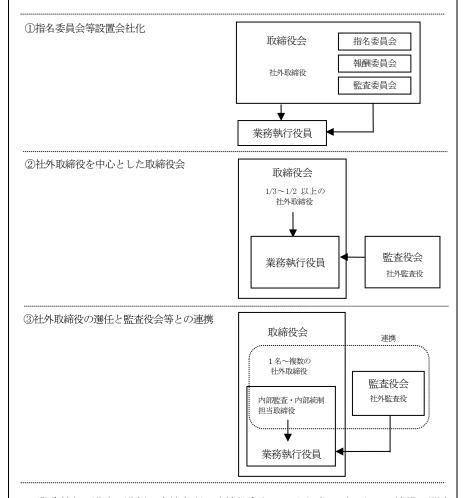
記載事項	記載上の注意
	合は、その開示方法に準じて記載してください。
	・ 新規上場申請者が、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」において報酬額
	を開示している場合は、有価証券報告書に開示している場合に含めるものとします。 ・ 指名委員会等設置会社にあっては、「②(個別の執行役報酬の)開示状況」につい
	ても、同様に記載してください。
② 報酬の額又はその算定	・ 指名委員会等設置会社にあっては、「③報酬の額又はその算定方針の決定方針の有
方針の決定方針の有無	無」となります。
	・ 報酬の額又はその算定方針の決定方針を有している場合は、「あり」を選択した上
	で、その内容を記載してください。
	・ コードの原則3-1 (iii) の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。
	コード【原則 3-1 】
	上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明
	性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点か
	ら、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項につ
	いて開示し、主体的な情報発信を行うべきである。
	(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
(7) 社外取締役(社外監査役)	・ 社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者がいる場合はその
のサポート体制	旨(専従スタッフである場合はその旨)及び担当内容を記載してください。
	・ 社外取締役や社外監査役に対する情報伝達体制の概要について記載してください。
	(例) 社外取締役や社外監査役が情報収集に費やす時間、業務の対価としての報酬水
	準についての方針や考え方、担当セクション等から社外取締役や社外監査役への
	情報伝達の仕組み及び頻度等、取締役会の開催に際して行う社外取締役や社外監
	査役への事前説明の概要 (資料の事前配布及び事前説明の有無) などが考えられます。
(8) 代表取締役社長等を退任	・ 代表取締役社長等を退任した者の会社との関係について説明する場合は、作成画面
した者の状況	において「記載する」を選択し、その内容を記載してください。
	(例) 代表取締役社長等であった者が、取締役など会社法上の役員の地位を退いた
	後、引き続き、相談役や顧問など何らかの役職に就任している、又は何らか会社と
	関係する地位にある場合には、それぞれの者ごとに氏名や役職・地位、業務内容、
	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)及び代表取締役社長等の退任日、相
	談役・顧問等としての任期を記載するとともに、その合計人数を記載することが考
	えられます。また、「その他の事項」の欄には、 ・ 相談役・顧問などの存廃に係る状況(「すでに廃止済み」、「制度はあるが現在
	は対象者がいない」など)
	・ 相談役・顧問等に関する社内規程の制定改廃や任命に際しての、取締役会や
	指名・報酬委員会の関与の有無
	10-1 TABILITY OF 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	 相談役・顧問等の報酬総額
	19 5 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19
	・ 相談役・顧問等の報酬総額 などについて記載することが考えられます。 ※ 元代表取締役社長等には、元代表取締役社長の他、元最高経営責任者(CEO)や
1	・ 相談役・顧問等の報酬総額などについて記載することが考えられます。
	・ 相談役・顧問等の報酬総額 などについて記載することが考えられます。 ※ 元代表取締役社長等には、元代表取締役社長の他、元最高経営責任者(CEO)や 元代表執行役社長を含みます。
	・ 相談役・顧問等の報酬総額 などについて記載することが考えられます。 ※ 元代表取締役社長等には、元代表取締役社長の他、元最高経営責任者 (CEO) や 元代表執行役社長を含みます。 ※ 業務内容については、社内で経営に関わっている場合には、その内容についても記
	 相談役・顧問等の報酬総額などについて記載することが考えられます。 ※ 元代表取締役社長等には、元代表取締役社長の他、元最高経営責任者(CEO)や元代表執行役社長を含みます。 ※ 業務内容については、社内で経営に関わっている場合には、その内容についても記載することが考えられます。また、社内における業務内容を記載する他、社外の活動(公職等)に会社を代表して参加している場合には、その内容も記載することが考えられます。具体的な業務内容や会社を代表しての活動が無く、単に役職名の肩書きの
	・ 相談役・顧問等の報酬総額 などについて記載することが考えられます。 ※ 元代表取締役社長等には、元代表取締役社長の他、元最高経営責任者 (CEO) や元代表執行役社長を含みます。 ※ 業務内容については、社内で経営に関わっている場合には、その内容についても記載することが考えられます。また、社内における業務内容を記載する他、社外の活動(公職等)に会社を代表して参加している場合には、その内容も記載することが考えられます。具体的な業務内容や会社を代表しての活動が無く、単に役職名の肩書きの使用を許諾しているのみの者については、氏名、役職・地位、社長等退任日、任期の
	・ 相談役・顧問等の報酬総額 などについて記載することが考えられます。 ※ 元代表取締役社長等には、元代表取締役社長の他、元最高経営責任者(CEO)や元代表執行役社長を含みます。 ※ 業務内容については、社内で経営に関わっている場合には、その内容についても記載することが考えられます。また、社内における業務内容を記載する他、社外の活動(公職等)に会社を代表して参加している場合には、その内容も記載することが考えられます。具体的な業務内容や会社を代表しての活動が無く、単に役職名の肩書きの使用を許諾しているのみの者については、氏名、役職・地位、社長等退任日、任期の欄のみ記載した上で、「業務内容」や「勤務形態・条件」の欄に、業務内容や勤務実
	・ 相談役・顧問等の報酬総額 などについて記載することが考えられます。 ※ 元代表取締役社長等には、元代表取締役社長の他、元最高経営責任者(CEO)や元代表執行役社長を含みます。 ※ 業務内容については、社内で経営に関わっている場合には、その内容についても記載することが考えられます。また、社内における業務内容を記載する他、社外の活動(公職等)に会社を代表して参加している場合には、その内容も記載することが考えられます。具体的な業務内容や会社を代表しての活動が無く、単に役職名の肩書きの使用を許諾しているのみの者については、氏名、役職・地位、社長等退任日、任期の欄のみ記載した上で、「業務内容」や「勤務形態・条件」の欄に、業務内容や勤務実態が無い旨の説明を記載することが考えられます。
	・ 相談役・顧問等の報酬総額 などについて記載することが考えられます。 ※ 元代表取締役社長等には、元代表取締役社長の他、元最高経営責任者(CEO)や元代表執行役社長を含みます。 ※ 業務内容については、社内で経営に関わっている場合には、その内容についても記載することが考えられます。また、社内における業務内容を記載する他、社外の活動(公職等)に会社を代表して参加している場合には、その内容も記載することが考えられます。具体的な業務内容や会社を代表しての活動が無く、単に役職名の肩書きの使用を許諾しているのみの者については、氏名、役職・地位、社長等退任日、任期の欄のみ記載した上で、「業務内容」や「勤務形態・条件」の欄に、業務内容や勤務実

記載事項

記載上の注意

■2.業務執行、監査·監督、指名、 報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバ ナンス体制の概要)

「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」及び「現状のコーポレート・ガバ ナンス体制を選択している理由」の記載にあたっては、金融審議会金融分科会「我が 国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」(平成21年6月17日 公表)において、コーポレート・ガバナンスのモデルとして提示された以下の3つの 類型を参考にしてください。これらの類型は、多くの上場会社にとって、株主・投資 者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるものとして例示されて いるものですが、コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、個々の企業の成り立ち や規模、業務の内容等により多様であり、一律に論じることには困難な面があること を前提として、各社のガバナンス機構に関する現状の体制の内容とその体制を選択 する理由について十分な開示を行うことが求められます。



- 業務執行、監査・監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関す る現状の体制について、その概要や、業務執行、監督機能等の充実に向けた追加的な 施策の内容等を具体的に記載してください。
- ・ 取締役会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の役員の出席状況等)につい て記載することが望まれます。
- 指名委員会等設置会社の場合、指名委員会及び報酬委員会の活動状況(開催頻度、 主な検討事項、個々の委員の出席状況等) について記載することが望まれます (監査 役設置会社及び監査等委員会設置会社の場合における、指名委員会又は報酬委員会 に相当する任意の委員会の活動状況については、1. (2) 取締役関係の⑥の欄に記 載してください。)。
- 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセスを導入している場合に、その具体的 施策等について記載してください。
 - (例) ・ 取締役会や監査役会など(指名委員会等設置会社の場合は、法定の各種 委員会、執行役会を含みます。)の法定の組織のほか、経営諮問委員会、 アドバイザリーボードなどの名称により設置された各種の諮問委員会 や、経営会議、執行役員会、常務会等について、それぞれの概要(業務執

記載事項	記載上の注意
	行や監督のプロセスにおける役割、構成メンバー、男女別の構成、メン
	バーの国際性、職歴、年齢など)や活動状況等を記載することが考えら
	れます。
	その他各種委員会を設置している場合は、構成委員の概要(常勤委員、 本内野海魚、社園野海魚、社園大学・ 第字世法 第字世 第字世
	社内取締役、社外取締役、社外有識者の人数)、選定方法、 選定理由及 び役割、委員長(議長)の属性(社内取締役、社外取締役、社外有識者
	の別)、委員会の活動状況、事務局等の設置状況やその規模などについて
	記載することが考えられます(指名委員会又は報酬委員会に相当する任
	意の委員会については、1. (2) 取締役関係の⑥の欄に記載してくださ
	V ₀) ₀
	・取締役・監査役候補者の指名や経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに
	当たっての方針や手続について記載することが考えられます。
	・ コードの原則 3-1 (iii) 及び (iv) の開示を行うため、本欄を利用す
	ることも考えられます。
	コード【原則3-1】
	上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思
	決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを
	実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めてい
	る事項のほか、) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行 うべきである。
	(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての
	方針と手続
	(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を
	行うに当たっての方針と手続
	・ 監査役監査及び内部監査の状況としては、監査方針、監査の組織・人員 及び手続等を記載することが考えられます。
	・会計監査の状況としては、監査法人の名称・継続監査期間・業務を執行し
	た公認会計士の氏名・監査業務に係る補助者構成等を記載することが考えられます。
	・ 監査役の機能強化に関する取組状況について具体的に記載してください。
	(例) ・ 監査役監査を支える人材・体制の確保状況、独立性の高い社外監査役の
	選任状況、各監査役における適切な経験・能力及び財務・会計・法務に関
	する知識の有無、並びに財務・会計に関する十分な知見を有する監査役
	の選任状況等の内容について、それぞれ記載することが考えられます。
	(これらの内容について1.(3)監査役関係の③~⑤の欄で記載してい
	る場合は、それらの記載で代替することが可能です。) ・ 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が、会社との間で責任限定契約(会社法
	第427条第1項に規定する契約)を締結している場合は、当該内容について記載し
	てください。
■3. 現状のコーポレート・ガバナ	・ 取締役会をはじめとするガバナンス機構の構成に関して現状の体制を採用してい
ンス体制を選択している理由	る理由について具体的に記載してください。その際には、上記の3つのモデルを参考
	にしてください。
	(例) ・ 取締役会の機能強化の観点から、指名委員会等設置会社制度を採用し
	ていなくとも、内外の投資者等にとって分かりやすいコーポレート・ガ
	バナンスの枠組みを採用している場合や、平時における経営者の説明責 なの確保、有事における経営者の基本等の時止、完全なといった機能を
	任の確保、有事における経営者の暴走等の防止、安全弁といった機能を 担う仕組みを採用している場合には、そうした機能の側面から記載する
	ことが考えられます。
	・ 監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを
	採用している場合には、そうした機能の側面から記載することが考えられます。
	【監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の場合】
	・ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の形態を採用している理由を記
	載してください。
	・ 意思決定の迅速化、経営の透明化、海外投資家の支持率の向上等について、監査役

記載上の注意
設置会社形態の時と比較評価することなどが考えられます。 ・ 上記の機能等をより強化するために、現在導入を検討している施策等があれば、その概要を記載することが考えられます。 ・ 上場会社における社外取締役の役割や機能について記載してください。
【監査役設置会社の場合】 ・ 上場会社の現状に照らして、当該体制を採用している理由を記載してください。 ・ 上場会社における社外取締役の役割や機能について記載してください。社外取締役が確保されていない場合には、その旨及び社外取締役の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。
※ 改訂後のコードの原則4-8のプライム市場向けの内容については、2 022年4月以降に最初に開催される定時株主総会終了後の更新にあたって、提出時点で当該原則が求める独立社外取締役の選任等がされていなくとも次の定時株主総会時に選定を予定しているなど今後の選任方針が確定している場合には、独立社外取締役の選任予定人数や選任予定時期を含むその具体的な内容につき、本欄に記載することも可能です。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

記載事項	記載上の注意
	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
■1. 株主総会の活性化及び議決	・ 該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に
権行使の円滑化に向けての取	記載してください。
組み状況	・ a. における「早期発送」とは、直近の定時株主総会についての招集通知を法定期
	日よりも3営業日以上前に発送した場合をいいます。ただし、これは コードの 補充原
	則1-2②における「早期発送」の定義を示すものではありません。
	・ b. における「集中日」とは、当該会社の直近の定時株主総会の日を基準として、
	その日と同一の日において定時株主総会を開催した他の上場会社が著しく多い場合
	の当該日(主に、年間を通しての第一集中日を想定しています。)をいいます。
	・ c. については、電子投票制度を採用して議決権を行使することができる環境にあ
	る場合をいいます。この場合、補足説明において、その概要を記載することが望まれ
	ます。
	・ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム (例えば、㈱ICJ (インベスタ
	ー・コミュニケーション・ジャパンの意) が運営するもの) を利用している場合には
	d. にチェックをしてください。
	・ 定時株主総会の招集通知等(要約も可)の英訳版を作成している場合には、e. l
	チェックをしてください。この場合、補足説明において、公表のタイミング(例えば
	和文の招集通知等と同時に掲載)や公表方法(例えば、上場会社のウェブサイトに対
	載)を記載することなどが考えられます。
	・ その他、上場会社ウェブサイトへの招集通知・株主総会参考資料の早期掲載やバー
	チャル方式による株主総会開催など株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関
	する施策を実施している場合には、「f. その他」を選択し、補足説明においてそ <i>0</i>
	概要を記載することが考えられます。
	・ 新規上場申請者が、今後実施を予定している項目がある場合は、「その他」を選打
	し、補足説明においてその旨を明記するとともにその内容を記載してください。
	・ 補足説明において、実際の定時株主総会の招集通知の発送時期及び定時株主総会の
	招集日などを具体的に記載することが望まれます。株主総会に対する会社として <i>0</i>
	姿勢・方針等についても併せて記載することも考えられます。
2. IRに関する活動状況	・ 該当項目にチェックするとともに、代表者自身による説明の有無を選択してくだる
	い。該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。
	・「代表者自身による説明の有無」の「代表者」とは、会長、社長(CEO、COC

記載事項	記載上の注意
	等の社を代表する立場にある者を含みます。)その他の代表取締役(代表執行役)を
	指すものとします。
	ディスクロージャーポリシーを作成し、公表している場合には、a. にチェックをしてください。
	・ b. ~ d. における「定期的説明会の開催」とは、例えば、半期に1回、四半期に
	1回など、年間を通じて一定の頻度(年1回以上を目安とします。)で説明会を開催
	している場合をいうものとします。この場合における補足説明では、I R活動の実施
	時期(実施年月日)、実施内容(説明者や説明内容の概略など)、参加者の属性及びそ
	の数(上場銘柄の投資に関する説明会を開催した場合に限ります。)などを記載する
	ことが望まれます。 ・ e. における「IR資料」とは、当該会社が作成する書類又は電磁的ファイルであ
	って、投資者等(投資者、証券アナリスト、取引先又は株主)による適切な当該会社
	の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいいます。この場合における補
	足説明では、IRに関するURL、ウェブサイトにおいて掲載している投資者向け情
	報(決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会
	社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知)の種類等に
	ついて記載することが望まれます。
	のIR活動に関し責任を負う者をいいます。)及びIR事務連絡責任者(当該上場会
	社のIR活動に係る当取引所との連絡担当者をいいます。)等を記載することが望ま
	れます。
■3. ステークホルダーの立場の	・ 該当項目にチェックし、該当項目についての補足の説明は、補足説明欄に記載して
尊重に係る取組み状況	ください。 ・ ステークホルダーとは、株主、従業員、消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害
	・
	・ b. における補足説明においては、具体的な実施内容について(企業による報告書
	(環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書など名称は様々) の作成、公
	開など) 記載することが望まれます。 改訂後の コードの補充原則 3 - 1 ③の開示を行
	うため、本欄を利用することも考えられます。
	コード【補充原則3-1③】 <i>上場会社は、経営戦略の開示にあたって、サステナビリティについての取組みを</i>
	
	自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を
	提供すべきである。
	※ サステナビリティの要素を含む報告書については、TDnetへの登録を通じて、
	日本取引所グループ・ウェブサイトの「東証上場会社情報サービス」において掲載を
	行うことが可能ですので、ご活用ください。
	途採用者の登用等に関する現状や登用促進に向けた取組みを記載することが考えら
	れます。 改訂後の コードの補充原則 2 — 4 ①の開示を行うため、本欄を利用すること
	が考えられます。
	コード【補充原則2-4①】
	上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等
	における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとと
	もに、その状況を公表すべきである。
	また、企業価値向上に向けた人事戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表すべきである。
	「YI 月IXJJ业 CTLY Y來現在IMJJ业 をてい大心(人)にのコンセ (公式リー)さいのの。

IV 内部統制システム等に関する事項

記載事項	記載上の注意
■1. 内部統制システムに関する	・ 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。
基本的な考え方及びその整備	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
状況	
□ 内部統制システムについて	経営者の経営戦略や事業目的等を組織としてどのように機能させ達成していくか。
の基本的な考え方	について、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保す
	る観点から上場会社の考え方(基本方針)を記載してください。
□ 内部統制システムの整備状	・ 経営者が内部統制に関する体制や環境をどのように構築しているか、その状況につ
円部が削システムの整備状	いて記載することが考えられます。
υ u	- 構築したシステムが設計したとおり運用され、成果を上げているかを検証できる仕
	組みとなっているかについての説明に加え、経営面への貢献等について記載するこ
	組みとなっているがについての説明に加え、経呂面への貢献寺について記載することが考えられます。
	・コンプライアンス体制の整備状況として、取締役又は使用人の職務の執行が法令及
	び定款に適合することを確保するための体制を構築している場合には当該内容(社
	内におけるコンプライアンス規範や倫理規範の策定・公開、内部通報制度の構築の有
	無、内部通報制度と適時開示体制との関連性など)について記載することが望まれま
	す。
	・ リスク管理体制の整備状況として、損失の危険の管理に関する規程、全社的リスク
	管理に関する規程その他の体制を構築している場合には当該内容(様々なリスクの
	発生に対する未然防止手続、発生した際の対処方法等を定めた社内規程の整備や、リ
	スクアペタイトに関する方針の策定等があればその概要など)について記載するこ
	とが望まれます。
	・ 情報管理体制として、取締役又は使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に
	関する体制を整備している場合には当該内容(各種情報の記録の方法や保存年数等)
	について記載することが望まれます。
	・ 会計監査人の内部統制に関する事項について記載することが考えられます。
	・ グループ会社を有している場合には、当該会社並びにその親会社及び子会社から成
	る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況について記載する
	ことが考えられます。
■ 2. 反社会的勢力排除に向けた	・ 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。
基本的な考え方及びその整備	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
状況	・ 基本的な考え方及びその整備状況をコーポレート・ガバナンス報告書に記載するた
	めに、取締役会決議をすることは必須ではなく、現在の考え方や整備されている状況
	を記載することで差し支えありません。ただし、政府指針(平成19年6月19日付
	「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」犯罪対策閣僚会
	議幹事会申合せ)においては、「反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確
	保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に
	位置付けることが必要である。」と記載されているため、会社法上の内部統制システ
	ムに位置付けて取締役会決議を行うかどうかは、それを考慮した上で判断を行って
	ください。
□ 反社会的勢力排除に向けた	・ 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するた
基本的な考え方	めの上場会社の基本的な考え方(基本方針)を記載してください。
□ 反社会的勢力排除に向けた	・ 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観
整備状況	点から、組織全体で対応することを目的とした倫理規定、行動規範、社内規則等の整
TE NW. N. CO.	備状況及び社内体制の整備状況について記載してください。
	・ 社内体制の整備状況については、例えば、以下に掲げる反社会的勢力による不当要
	ずに備えた平素からの対応状況について記載することが考えられます。
	(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
	(2) 外部の専門機関との連携状況
	(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
	(4) 対応マニュアルの整備状況(5) 研修でも a chitching
	(5) 研修活動の実施状況
	・ 平成19年6月公表の犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止す
İ	│ るための指針」を参考に記載することが考えられます。

Ⅴ その他

記載事項	記載上の注意
	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
■1. 買収防衛策の導入の有無	 報告書の最終更新日現在における買収防衛策の導入の有無を選択してください。 ・ 買収防衛策を導入している会社については、導入の目的及びスキームの概要を簡潔に記載してください。この場合の「買収防衛策」とは、上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等による当該上場会社に対する買収(会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいいます。)の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいいます。ここで「導入」とは、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいいます。 ・ 当該防衛策の合理性に対する経営陣の評価や意見などを記載することも考えられます。 ・ 上場会社ウェブサイトで買収防衛策の概要を開示している場合は、そのURLを掲載することが考えられます。 ・ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号参照)を決定している場合にはその内容を記載してください。 ・ 新規上場申請者が、買収防衛策の導入を予定している場合は、その内容を記載してください。
■2. その他コーポレート・ガバナ	・ コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題、検討中の施策、今後
ンス体制等に関する事項 □ 模式図 (参考資料) の添付 について	の目標等について記載することが考えられます。 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図を、別途、参考資料として作成してください。 株主総会、取締役会及び監査役(会)の相互の関係及び固有の経営会議、アドバイザリーボード、独立した諮問委員会(独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会などを含みます。)などの設置状況に加えて、内部統制システム、会計監査人や内部監査部門との連携状況などについて簡潔に図示してください。
□ 適時開示体制の概要	2010年6月の有価証券上場規程等の改正によって廃止となった「適時開示に係る宣誓書」の添付書類であった「適時開示体制概要書」に相当する内容を、適時開示体制の概要として記載してください。 適時開示体制の概要(模式図)は、次ページ以降の【適時開示体制の概要及び適時開示体制の整備のポイント】を参照して作成してください。 適時開示体制の概要について、テキストによる説明を行う場合には、本欄を使用してください。模式図を作成した場合には、内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図の後に、添付してください。